

巻頭言

『自らの意志で』

P.1

特集

令和5年公認会計士論文式試験 論文式試験の全貌を解明!

■ 全体的な印象と科目別の目標ライン

財務会計論
(計算) P.3~5

財務会計論
(理論) P.5~8

管理会計論
P.8~11

監査論
P.11~13

企業法
P.13~19

租税法
P.19~23

経営学
P.23~26

経済学
P.26~28

民法
P.29~31

統計学
P.31~33

■ 次年度の論文対策のあり方

財務会計論
(計算) P.33~34

財務会計論
(理論) P.34

管理会計論
P.34~35

監査論
P.35

企業法
P.36

租税法
P.36~37

経営学
P.37~39

経済学
P.39~40

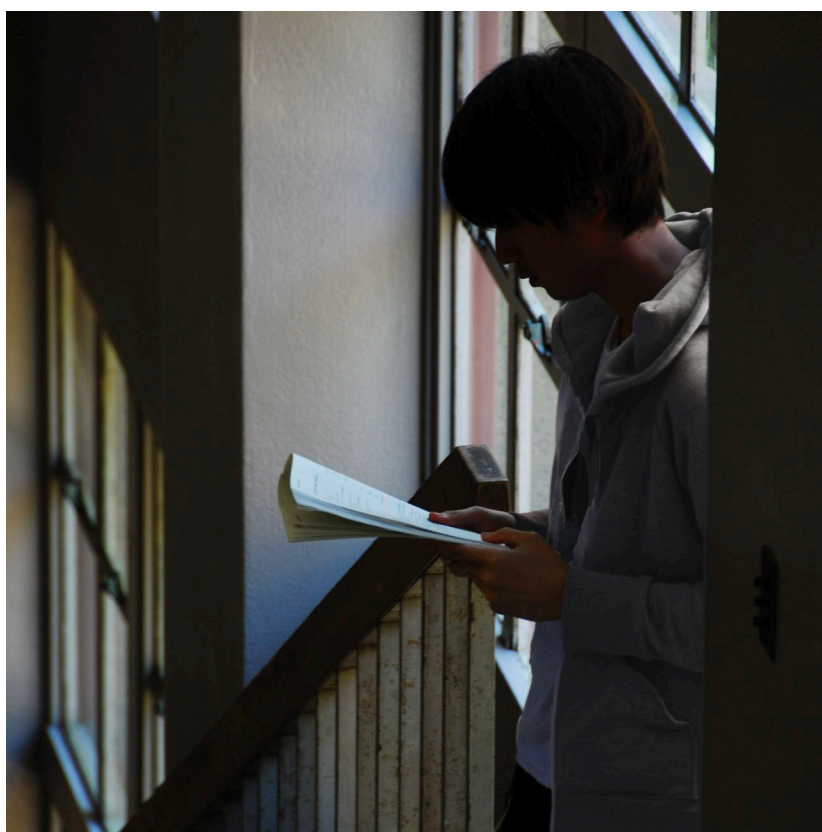
民法
P.40~41

統計学
P.41~42

就職・転職のことなら、多くの法人との信頼関係を築いてきた

『大原キャリアスタッフ』

へ



『自らの意志で』

常に勉強へのモチベーションを保つのは簡単ではない。しかし、公認会計士試験において最も重要なのは毎日勉強し続けることである。だからこそ、周囲の誘惑やその日の気分左右されないためのルールを自らに課し、それをルーティンにしよう。

「自分は努力ができる人間である」

これはかつて抱いていた私自身に対する評価である。しかしこの評価は、大学受験、会計士試験を経て変わることとなる。

かつてコツコツ努力できていた私は、切羽詰まらなと為すべきことを始められない人間となり、第1志望の大学には落ち、会計士試験では、何人もの同級生が自分より先に合格していった。

なぜこのように変化してしまったのだろうか。理由は単純である。コツコツ努力できていた時の私には、親からの強制力が働いており、また、勉強の妨げとなる誘惑が少なかっただけで、私の意志ではなかったのである。強制力がなくなり、誘惑も増えた私は、やる気や自分がしたい事を優先するようになった。

皆さんの中にも、私と同じようにやる気や自分がしたい事を優先し、自発的に学習できない方がいるのではないだろうか。

資格試験において最も重要なことは、毎日一定時間勉強し続けることであり、それが最も難しいことでもある。

このためには、やる気ではなく、毎日同じ時間に学習を始め、決めた時間は勉強し続けるというルールを自らに課し、それをルーティンにする必要がある。最初は、つらいかもしれないし、何かのきっかけで崩れてしまうかもしれない。それでも、できる限り続けていけば、1年後のあなたは合格に手が届くところにいるであろう。

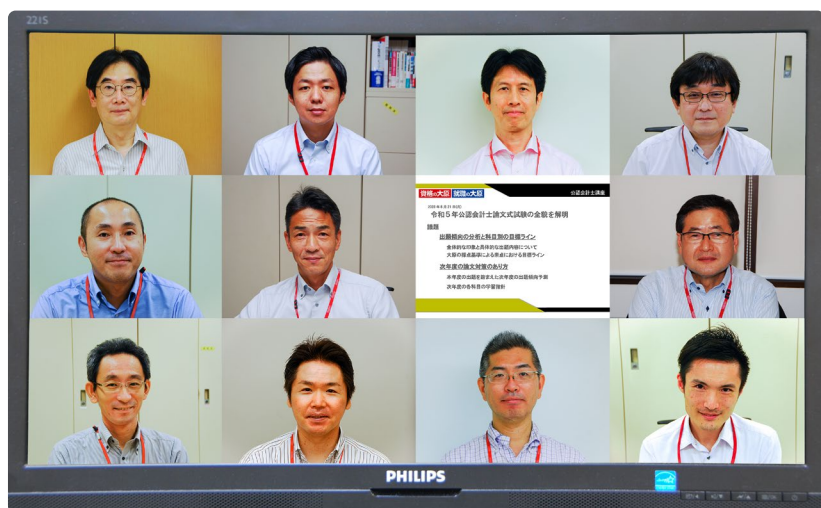
常に勉強のやる気を高い水準に維持できる人は多くない。まずは今日一日の計画を立てる、机の前に座る、計算問題を解く、テキストを開くといったように、やる気があってもなくても勉強を続けることに意識を向け、それらをルーティンとして習慣付けるように自分を変えていって欲しい。



特集

令和5年公認会計士論文式試験 論文式試験の全貌を解明!

8月18日～20日の3日間、全国で3000名強の受験生の方々によって、延べ13時間にもわたる熱い戦いが繰り広げられました。受験生の皆さん本当にお疲れ様でした。大原の講師陣も3日間にわたって、頑張っている皆さんと同じ気持ちで問題を解き、模範解答を作成しました。



令和5年8月21日

【座談会出席者】

民法
野附 正彦

財務会計論(計算)
片倉 隆行

管理会計論
高橋 尚彦

監査論
栗田 篤

司会
永瀬 幹根

企業法
高田 貢介

租税法
福田 幹

経営学
松下 徹

経済学
平野 雅之

財務会計論(理論)
新井 孝志

統計学
井口 泰宏

[目次へ](#)



全体的な印象と科目別の目標ライン

永瀬 本日は、論文式試験の模範解答作りに携わっていただいた講師の方々にリモートにてご参加いただき、出題傾向の分析と素点における目標ライン、および今後の論文対策等をお伺いします。まずは、財務会計論の計算から順番に出題傾向と素点の目標ラインをお聞かせください。

司会
永瀬 幹根



財務会計論(計算)

練習の成果が試される

片倉 財務会計論の計算問題は、第3問が例年より分量が多く、第4問に一部計算問題が含まれていましたが、第5問は標準的な分量です。

全体としてある程度の作業量が必要となるため、時間配分の巧拙で得点差がついたかもしれません。論文演習や模試の解説などを通じて繰り返しお伝えしてきたとおり、高得点狙いの問題と部分点狙いの問題を見

目次へ



極め、高得点狙いの問題にきちんと時間をかけて部分点狙いの問題には深入りしすぎないという、メリハリのある解き方を実践できたかどうかを試されます。復習や解き直しにあたって、論点の理解だけで満足せず、解き方や時間配分の練習を地道に行ってきた受験生は有利に戦いを進めることができたはずです。

第3問の **問題1** **問1** はキャッシュ・フロー計算書からの出題でした。少しだけ見慣れない要素が含まれていましたが、きちんと練習してきた受験生であれば失点は最小限に抑えられるはずです。ある程度の時間と労力を割いてでも、かなりの高得点を期待したいところです。

第3問の **問題2** **問1** はリース取引からの出題でした。減損や資産除去債務との組合せは、少し戸惑ったかもしれませんが、各論点に関する知識・理解の単純な当てはめで対処できるものでした。ただし、計算量がやや多めで横断的な集計が必要とされることから、部分点勝負となる問題でした。なお、横断的な集計について、直対演習第1回などを用いて練習していた受験生であれば、集計ミスによる失点は回避できたと思います。

第4問の **問題4** **問2** は在外子会社の財務諸表項目の換算についての出題でした。基本的な問題であるため、完答が望めます。

第5問の **問題1** **問1** は連結財務諸表に関する総合問題でした。細かい部分で少しだけ見慣れない論点も含まれていたかもしれませんが、知らない論点には深入りすることなく、これまで身に付けた知識で何と



かなる範囲で対応すれば十分です。やはり、普段からしっかりと練習を積み重ねていれば、いつもの連結の問題と同じように丁寧に作業を進めて、しっかりと部分点を確保できたはずです。

第3問の計算部分は解答箇所19箇所のうち11箇所程度、第4問の計算部分はすべて、第5問の計算部分は解答箇所18箇所のうち11箇所程度の正答があれば、合格水準に達すると思われます。

永瀬 どうもありがとうございました。それでは理論のほうはいかがでしたか。

財務会計論(理論)

第4問は難しかった

新井 出題形式は、第3問の理論が小問2問に戻り、2年前までの出題形式と同様となりました。適用指針などを出典とする難度の高い問題も多く出題されており、理論問題全体としての難度はやや高かったという



印象です。

第3問 **問題1** **問2** のキャッシュ・フロー計算書の問題は計算の知識で正答可能です。**問題2** **問2** のリースの問題は文章の組み立てに苦勞した受験生もいたと思われますが、大原の「理論テキスト」で学習している内容から部分点を拾うことは可能です。第3問の理論部分は6割程度の正答を期待したいところです。

第4問の **問題1** は従業員賞与と役員賞与の問題でした。**問1** は参考法令基準集を参照し、「企業会計原則注解」注18の要件に当てはめて文章を組み立てれば正答可能です。**問2** と **問3** は論文重点出題項目ではないため、実質的に埋没問題となるでしょう。

問題2 は収益認識の問題でした。**問1** は参考法令基準集を参照し、“要件”を指摘することは可能ですが、“判定の根拠”を説明するのは難しかったと思われます。**問2** は大原の「理論テキスト」で学習している内容ですので正答可能です。**問題3** は税効果会計に関する問題でした。適用指針を出典とする難度の高い問題であり、**問1** の穴埋めは正答できますが、**問2** と **問3** は埋没問題となるでしょう。**問題4** は **問1** が外貨換算の理論問題でした。何を書くべきか迷った受験生もいたと思われますが、大原の「理論テキスト」で学習している内容ですので正答可能です。第4問の理論部分は4割程度の正答が目標ですが、3割程度の正答でも第3問・第5問で挽回できれば十分合格点に届くでしょう。

第5問は連結財務諸表に関する問題でした。 **問題1**

[目次へ](#) 



の **問2** は大原の「理論テキスト」で学習している連結の表示で部分点を拾うことは可能です。**問3** は答案用紙の行数以内に収めることに苦労したと思われますが、参考法令基準集を参照すれば正答可能な問題です。大原の「ステップ直対」の理論問題でも出題しているため、大原生は正答できます。**問題2** の **問1** と **問2** は大原の公開模試と応用演習でも類似問題を出題しているため、大原生は正答できます。**問題3** の **問1** は適用指針を出典とする難度の高い問題であり、例を1つでも挙げることができれば十分といえます。**問2** は大原の応用演習での中しているため、大原生は正答できます。第5問の理論部分は7割程度の正答を期待したいところです。

最後に計算と理論をあわせた合格ラインですが、素点ベースで第3問が35点、第4問が30点、第5問が45点、財務会計論全体で200点満点中110点が目安になると思われます。



永瀬 わかりました。次に、管理会計論はどうだったのでしょうか。

管理会計論

平易な問題をしっかりと

高橋 まず出題内容ですが、第1問 **問題1** が総合原価計算、**問題2** が標準原価計算、第2問 **問題1** が活動基準原価計算、**問題2** が事業部制会計からの出題でした。第1問も第2問も8ページずつですが、第2問は密度が濃いと感じられたのではないのでしょうか。

第1問 **問題1** の総合原価計算は、組別総合原価計算からの出題でした。基本的な計算問題であり、短時間で完答が求められます。理論問題も典型論点であり、また、**問5** は語群選択であったので、高得点が期待されます。**問2** では、「原価計算基準」の内容から出題されました。

第1問 **問題2** の標準原価計算も、比較的平易な問題でした。まず計算問題について、**問1** は確実に、**問2** は計算の流れはいつも通りなのですが、穴埋めする表の意味がすぐ理解できたかどうか、がカギとなります。**問3** は穴埋め問題も含め平易であるため、完答が求められます。**問4** は空欄を避けるだけの時間はあったと思いますが、正確に解答することは困難であったことと思います。

以上から、第1問を通して、1時間をかけずに解き切り、計算問題についてはミスなく、合計で7割程度の得点が期待されます。

目次へ





第2問 **問題1** は活動基準原価計算を中心とした出題でした。**問1** は基本的な最適プロダクト・ミックスの計算問題でしたので、得点いただきたい問題でした。**問2** は時間をかけて丁寧に解けたかどうか、がカギとなります。設問1は、すべての費用を漏れなく、20X2年度から20X3年度への変更を示した〔資料Ⅵ〕を含め下書用紙に丁寧にまとめていくことが求められました。設問2は、日ごろの計算練習から未利用のキャパシティが浮かんだかと思いますが、今回は原価をベースに販売価格を算定するため、原価に含めてしまうと販売価格が上がる、その結果販売数量が減る、という悪循環に気づけたかどうか、がカギとなります。設問3は時間があれば、指示に従い解くことが可能な問題でした。固定費を計算で用いないため、実は使う資料は少ないです。ただ、時間的制約から、飛ばした方も多いのではないのでしょうか。

最後に、第2問 **問題2** の事業部制会計ですが、こ

ちらは全体を通して難解であるといえるでしょう。

問1 設問1は典型的な記述問題ですので、まずここでしっかりと得点しましょう。設問2は「市価」基準が浮かんだことでしょう。しかし、市価の1,600円では外販した場合と内部振替した場合ではX事業部が同じ利益にならないため、市価から変動販売費を差し引いた1,400円を用いることとなります。これに気づくことができれば、設問3・設問4で得点が可能となります。**問2** 設問1は「ここよりも他の問題に時間を…」と思って、解いていない方が多いのではないのでしょうか。平均投資額を使用することから、計算問題もかなり難解であったといえるでしょう。プロジェクト実施後の全体の指標を問うているのか、プロジェクトのみの指標を問うているのか、に気を付けて計算を解いていく必要がありました。設問2・設問3では、投資利益率による業績評価の欠点を、問に即して解答することとなりますので、空欄は避けることができたのではないのでしょうか。また、設問4は企業価値の論点において、FCFとEVA®の関係を考察いただいていることと同様となりますが、なかなか正確に記載することは困難であるといえるでしょう。

以上から、第2問を通して、戦える箇所が少なく、期待される得点は2割程度といえます。

目標ラインは100点満点中45点程度と思われます。具体的には第1問で35点、第2問で10点が想定されます。

永瀬 今年も第2問の難度がかなり高かったのです

[目次へ](#) 

ね。そのような中、比較的難度の低い問題で確実に得点を稼ぐことができたかがポイントですね。次に監査論ですが、いかがでしたでしょうか。

監査論

比較的解きやすかった

栗田 今年の監査論の問題は、第1問が理論、第2問が事例と、最近の傾向通りの出題がされました。第1問は、典型的な論点が出題されており、解答の作成が比較的容易でした。第2問は、問われていることが、リスクのあるアサーション、固有リスク要因、リスクに対する監査手続等であり、似たような問題を演習等でも出題しておりますので、全く手が出ないということではなく、何かしら解答できたのではないかと思います。

第1問では、**問題1**において、監査の必要性、**問題2**の**問1**において、監査の目的に関する問題が出題されておりました。これらに関しては、テキストの記載を問題文に合わせて修正する必要があるものの、題材としては、典型的な内容ですので、テキストを基にした解答を作成し、ある程度点数を獲得したい問題でした。

そして、**問題2**の**問2**において、適正性の判断基準と準拠性の判断基準に関する問題、**問題3**において、不正リスク対応基準に関する問題が出題されました。これらについては、改訂前文や設定前文の内容に関する問題ですので、しっかりと点数を稼いでいたきたい問題となります。

目次へ





第2問では、減損損失を題材とした問題が出題されました。**問題1**の**問1**において、リスクのあるアサーションを2つ指摘することが求められていました。2つ指摘することは難しいと思いますので、1つ指摘できていれば十分ではないでしょうか。

問2については、問題文から固有リスク要因を2つ指摘することが求められていましたが、複数の解答が認められると思いますので、不確実性、経営者の偏向、主観性のいずれかから2つ選んだ上で、自分なりの説明ができれば十分だと思います。

問3においては、特別な検討を必要とするリスクの決定に際して、内部統制を考慮しない理由が問われていました。この問については、特別な検討を必要とするリスクの定義を用いて、固有リスクに着目するという点を指摘できれば十分ではないかと思います。

問題2の**問1**については、減損損失の測定に関する監査手続が問われていました。これについては、

問題文において、事業計画、予想インフレ率、成長率を用いて将来キャッシュ・フローを見積っていると記載されていますので、これらについて検討することが指摘できれば十分だと思います。

問題2 の **問2** では、虚偽表示の修正を経営者が拒否した場合の対応に関して問われていました。この問題については、何を解答すべきか思いつくことが難しい問題だと思いますので、広範性の有無を検討する、監査役等に報告するということが示せば十分だと思います。

以上より、第1問で5割程度、第2問で4割程度の得点が求められると思います。

永瀬 ありがとうございました。次に企業法について、出題形式、内容、難度等はどうだったのでしょうか。

企業法

事例分析、あてはめが合否を分ける

高田 まずは、出題形式と内容についてお話しさせていただきます。

出題形式については、例年通り、大問が2問で、それぞれ2つの小問に分かれていました。また、長文の事例形式の問題であった点も例年通りです。

次に内容面ですが、第1問 **問題1** は、会社の承認がない場合の譲渡制限株式の譲渡の効力、第1問 **問題2** は、株主総会決議取消しの訴え、第2問 **問題1** は、取締役会決議に瑕疵がある場合の効力、第2問 **問題2** は、代表取締役の専断的行為の効力、

[目次へ](#)



に関する問題でした。第1問 **問題1** は、特にひねりがあるわけでもなく、超典型問題でした。第1問 **問題2** 及び第2問 **問題2** は、テーマあるいは論点自体は典型的だけど、問題文を読んで「あの論点だ!」「あれを書けばいいのか!」とパッと分かるような問題ではなく、そこに辿り着くための事例分析が合否を分けるという印象を受けました。また、第2問 **問題1** は、論点自体は典型的だけど、問題文で示された特殊性を考慮して丁寧にあてはめをすることが求められており、あてはめが合否を分けるという印象を受けました。

それでは、以下、問題ごとにポイントをお話ししていきます。

第1問 **問題1** は、合格レベルにある受験生なら誰でも書けるような問題ですので、書き負けないようにしなければなりません。このような問題で書き負けてしまうと大きな痛手になります。

会社の承認がない場合の譲渡制限株式の譲渡の効力について明文の規定はありませんが、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間では有効と解されています（判例）。この結論をしっかりと示さなければならぬのは当然ですが、会社の閉鎖性を維持するという譲渡制限株式の趣旨と絡めて答案を書く必要があります。

第1問 **問題2** は、株主総会決議取消しの訴えに関する問題ですので、テーマ自体は典型的です。しかし、問題文を読んですぐに「あっ、あれを書けばいいのか!」ってピンときた受験生はそれほど多くないか



もしれません。というのは、問題文の問い方が、会計士試験の受験生が見慣れている「株主総会決議の効力について論じなさい」という問い方ではなく、司法試験や予備試験でよくある「Cがすべき主張及び当該主張の当否について論じなさい」という問い方だったので、戸惑った受験生も多いと思われるからです。しかし、問われ方が違っていても、書くべき内容は同じです。書き方が少し違ってくるだけです。

Cが取消判決を得るためには、取消原因が存する必要があるため、Cは取消原因、具体的には、決議方法の法令違反（831条1項1号）が存することを主張すべきです。本問では、譲渡等承認請求者はあくまでBであってAではありませんから、Aは140条3項によって議決権行使を否定されません。よって、Aの議決権行使を認めなかった本件決議には、決議方法の法令違反が存するため、Cの当該主張は認められることになります。



そうすると、次に裁量棄却（831条2項）の可否が問題となりますから、Cは裁量棄却できないことを主張すべきこととなります。発行済株式総数の40%を保有しているAの議決権行使を認めなかった瑕疵は重大であり、「違反する事実が重大でない」とはいえません。また、Aは株主総会の特別決議の成立を防ぐことができたわけですから、「決議に影響を及ぼさない」とはいえません。よって、裁量棄却できず、Cの当該主張は認められることとなります。

なお、Cは自分自身ではなく、Aの議決権行使に関する事由について訴えを提起しているため、他の株主の議決権行使に関する事由について決議取消しの訴えを提起できるかどうかについても言及できるとよいと思います。これについて受験生の皆さんがご存知の判例は、他の株主に対する招集通知漏れの事案ですが、招集通知漏れ以外の事案でも同じように問題となり得るので、一言触れるとより良い答案になると思います。もっとも、ここは合否を分けるポイントではないので、書けなくても気にする必要はありません。

第2問 **問題1** は、取締役Bに対する招集通知漏れの事案ですから、取締役会決議に瑕疵がある場合の効力が問題となっていることは容易に判断できたはずです。また、瑕疵ある取締役会決議の効力について、原則無効だけど、決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情がある場合には有効という、判例の規範についても多くの受験生が書けたと思います。ここまでは、合格レベルにある受験生であれば誰でも書けます。問題は、その先、「特段の事情」の有無の認

定です。本問は、「特段の事情」の有無の認定がメインですから、そこで大きな差が付くと思います。Bは一人株主であるAの配偶者であり、一人株主の意思決定に大きな影響力を有する取締役です。このような取締役のことを「支配株主取締役」と呼んだりしますが、これについては平成30年の東京高判が存在します。この裁判例について知らなかった受験生も多いと思いますが、大原では「論文総まとめ」のテキストに掲載してありますし、「重要判例対策補講」でも扱いましたので、大原生には大きなアドバンテージになったと思います。平成30年の東京高判は、支配株主取締役の影響力の大きさから、「取締役会開催前に取締役の過半数が支配株主取締役とは異なる意見を持っていたとしても、また、その意見が強固なものであったとしても、実際の取締役会の議事進行の過程において支配株主取締役の意見が明らかになれば、取締役会決議の結果がどのように転ぶかは、全く未知数というほかはないのである。そうすると、支配株主取締役に対する取締役会の招集通知の欠如があった場合に、通知を欠く取締役が出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさないと認めるべき特段の事情があるとは、考えられない。」としています。このように解すると、本件取締役会決議は無効になります。

もちろん、裁判例と全く同じように書く必要はなく、Bの影響力の大きさを考慮して、裁判例に書かれているような内容を自分の言葉で書ければそれで十分です。また、裁判例と異なる結論を取ることもできますが、その場合には、Bの影響力の大きさを考慮して



もなお「特段の事情」が認められると解する説得的な理由が必要になるでしょう。少なくとも、Bの影響力の大きさを考慮せず、単に頭数だけで判断した答案、つまり、C・DとBは2対1なので、仮にBが取締役会に出席していたとしても結論が変わらなかったはずだから「特段の事情」が認められるというような答案は、高い評価を得ることはできないと思います。この点については、演習の解説などでも強調しましたが、「特段の事情」の有無を判断する際、そもそも頭数だけで判断すべきではないですし、ましてや本問のように頭数以外の事情が問題文に明確に示されている場合には、必ず頭数以外の事情を考慮して答案を書かなければなりません。にもかかわらず、それを無視して答案を書いたのではしっかり問に答えたことになりません。試験委員の先生方が本当に聞きたかったこと、一番聞きたかったところにしっかり答えていないわけですから、自分で思っているほど点数をもらえないおそれがあります。

第2問 **問題2** は、本件株式譲渡が「重要な財産の処分」(362Ⅳ①)であるにもかかわらず、取締役会決議を欠いているため、代表取締役Cによる専断的行為の事案になります。気付いてしまえばなんてことないんですけど、気付かなかった受験生も少なからずいらっしゃると思います。「重要な財産の処分」に関する専断的行為の効力について、判例は、民法93条1項ただし書き類推適用説に立っています。これによると、原則有効だけど、取締役会決議を欠くことについて相手方に悪意又は過失がある場合には、無効という

ことになります。本問では、Fに過失があると解することができるため、本件株式譲渡は無効になります。よって、乙会社は無効主張できるという結論になります。なお、必須というわけではありませんが、結論を書く前に一言だけでも構いませんので、信義則上乙会社の無効主張を否定するような事情もないことを書ければ、より丁寧な答案になると思います。

最後になりますが、合格ラインは、素点ベースで第1問・第2問ともに24点程度、トータルでは48点程度になると思います。ただ、第1問 **問題2** 及び第2問 **問題2** で、何を書けばよいのか分からなかった受験生が一定数いる一方で、すんなり論点に辿り着いてある程度しっかり書けたという受験生も少なくないようですので、実際の合格ラインはもう少し高くなるかもしれません。いずれにしても、結局は相対評価ですので、蓋を開けてみるまでわかりません。

永瀬 今回、企業法は論点に気付くことができたかどうかは鍵になりそうですね。さて、租税法ですが、昨年の問題と比較してどのような出題であったのか。標準的な受講生の出来栄えも含めて、出題傾向を分析してください。

租税法

理論は高難度、計算はボリューム減

福田 第1問は理論で40点、**問題1** が事案から税務上の取扱い及び根拠条文を述べる例年と同様の形式で、法人税2つ、所得税1つ、消費税1つの合計4題

[目次へ](#)



の出題、**問題2**も例年と同様に事案から設問についての記述の正誤と正しい場合にはその根拠条文、誤っている場合には正しい税務処理及びその根拠条文を記述する形式で、法人税3つ、所得税1つ、消費税1つの合計5題の出題でした。例年どおり解答できる箇所は計算の知識で解答できますが、問題文が長く複雑で、また、難解な箇所は例年よりも一層難度が上がり解答は困難でした。

第2問は計算で60点、**問題1**が法人税、**問題2**が所得税、**問題3**が消費税の出題でした。法人税、所得税、消費税の総合問題がそれぞれ1題ずつで、解答欄も昨年同様合計40箇所でした。ボリュームは特に**問題1**が例年よりやや減り、比較的解答できる箇所も多く、難度はやや下がりました。

問題のページ数は昨年の17ページから19ページに増え、答案用紙の枚数は昨年と同様に6枚でした。

租税法
福田 幹



[目次へ](#)



第1問の理論問題ですが、**問題1**の**問1**は、残余財産に係る適格現物分配に関する出題でした。適格現物分配と気づけるかどうかポイントでした。**問2**は、外国法人の国内源泉所得に係る源泉徴収に関する出題でした。応用演習第4回の理論問題で出題済みですが、高難度ですからできなくて構いません。**問3**は、工事負担金に係る圧縮記帳に関する出題でした。未学習項目であり、工事負担金の益金算入が解答できればそれで構いません。**問4**は、消費税のみなし譲渡に関する出題でした。計算で学習済みの基礎論点ですからできてほしいところです。**問題1**は、**問4**の取扱いと根拠条文の記述はできてほしいですが、他の問題は部分点が少しでも拾えればそれで構いません。

問題2の**問い**①は、寄附金の損金不算入及び譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の繰延に関する出題でした。問題文の読み取りが一部難解でした。**問い**②は、譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の再計上に関する出題でした。損益の帰属の細かい点を問う高難度な問題でした。**問い**③は、貸倒引当金に係る中小法人の優遇措置の制限に関する出題でした。大法人による完全支配関係に気づけるかどうかポイントでした。**問い**④は、所得税のみなし譲渡及び信託に関する出題でした。非常に高難度ですからできなくて構いません。**問い**⑤は、消費税の代物弁済に関する出題でした。応用演習第4回の理論問題で出題済みですから、気づいた方も多かったと思われます。**問題2**は、**問い**③、⑤の部分点を少しでも積み重ねてほしいところです。



第1問理論については、トータルで概ね40%弱程度の正解をしていただきたいところです。

次に第2問の計算問題ですが、**問題1**の法人税の総合問題は、租税公課、外貨建金銭債権、受取配当金、棚卸資産、寄附金について得点をしてほしいところです。減価償却資産等、給与、金銭債権については、一部判断に迷う内容が含まれていましたが、ボリュームもそれほど多くなかったため、得点できる箇所を落착いて資料を読み取り得点につなげてほしいところです。概ね60%程度の正解をしていただきたいところです。

問題2の所得税の総合問題は、退職所得、譲渡所得、一時所得、青色申告特別控除前の事業所得などについて得点をしてほしいところです。所得金額調整控除後の給与所得、青色申告特別控除前の不動産所得、雑所得、医療費控除については難度が高く、また、課税総所得金額はそれまでの全ての金額を正答していなければ解答できないため、できなくて構いません。ボリュームも多く、解答できる箇所と難解な箇所が混在していましたが、時間配分との兼ね合いで、概ね40%程度の正解をしていただきたいところです。

問題3の消費税の総合問題は、論文模試第2回の計算問題で出題済みの標準税率及び軽減税率に関する問題でした。また、通常は計算で解答しない課税対象外（不課税）取引に係る売上げを、資産の譲渡等以外の収入金額の合計額として解答させるこれまでにない解答形式でした。ただしボリュームも多く、販路拡大に係る販売奨励金を、課税資産の譲渡等により要する



課税仕入れではなく、売上げに係る対価の返還等として解答してしまうと、他の解答にもその影響が及んでしまうという問題でした。貸倒れに係る消費税額及び販売奨励金の影響が及ばない箇所を少しでも拾えればそれで構いません。概ね20%程度の正解をしていたいただきたいところです。

今回は、第1問の **問題1**、**問題2** 及び第2問の **問題1**、**問題2** でいかに基本的な部分を多く正解できたか否かで差がつくことが予想されます。大原で学習された方は、ボリュームが多く、難度の高い演習を解いていますので、基本的な項目をしっかりと正解して合格点を取れると思われます。

目標ラインですが、素点ベースで、第1問が概ね40%弱程度、第2問が概ね50%弱程度で、ボリュームを考慮して合計で40点程度ではないかと思われます。

永瀬 ありがとうございます。さて、近年では現場対応問題が多く問われる傾向にあるといわれる経営学ですが、今年はいかがでしょうか。

経営学

ファイナンスの難化傾向が続く

松下 例年通り、第1問が組織論・戦略論、第2問がファイナンスに関する出題でした。演習をしっかりとこなして、テキストをしっかりと学習された方は、合格点を獲得できたのではないかと思います。

まず第1問についてですが、**問題1** は知識創造理論、ベンチャー企業論、イノベーション・マネジメント

[目次へ](#)





トを中心とする出題でした。用語の穴埋めについては、これまで学習した内容が多く出題されており、確実に得点しておきたい問題となります。一方、短答式の問題の中には見慣れないものも多くありました。また、**問6**の記述問題は現場対応だったため、与えられた用語を活用して部分点を獲得したいところです。なお、**問5**の作図問題はできなくても問題ないと考えられます。

問題2は組織構造論、組織文化論などに関する出題でした。このうち、**問1**のA、**問2**、**問4-1**は、演習でも出題している論点なので確実に得点したいところとなります。また、**問5**でシングル・ループ学習とダブル・ループ学習の説明問題が出題されました。演習解説等を通じて、「ポケットコンパス」を利用して定義を暗記するようお伝えしてきました。その通り学習された方はアドバンテージを取れたのではないかと思います。



第1問の合格ラインとしては、素点ベースで25点前後となるのではないかと思います。続いて、第2問についての総評となります。

問題1 は、**問1** がキャッシュ・コンバージョン・サイクル、**問2** がFCFの算定及びNPVの算定でした。このうち、**問1-2** のキャッシュ・コンバージョン・サイクルの計算要素は確実に得点したいところとなります。その上で、キャッシュ・コンバージョン・サイクルの内容を理解できている方は、**問1** を全問正解することも可能でした。これに対して、**問2** のFCFの計算は、考慮しなければならない計算要素が多く、正答することは困難であると考えます。したがって、**問2** はできなくても良いでしょう。

問題2 は、**問1** が内部収益率（IRR）、**問2** が資本構成及びペイアウト政策でした。このうち、**問1** の内部収益率は計算のやり方さえわかっていればそれほど難しい問題ではなかったのですが、現在のキャッシュ・フローがプラスであったり、成長率がマイナスであったり、普段見慣れない問題だったので、正答できなくても仕方がないと考えます。

問題3 は、**問1** が期待効用理論、**問2** が平均分散アプローチ及びCAPM、**問3** がVaRでした。このうち、**問2** は確実に得点したいところとなります。これに対して、**問1** の期待効用理論と**問3** のVaRはできなくても構いません。

最後に、**問題4** は二項モデルでした。二項モデルについては、しっかり計算ができるように、演習等で繰り返しお伝えしてきました。また、応用演習第2回



で2期間のパターンも出題していました。しっかり復習できていた方は **問1** のすべてと **問2-1** を確実に得点できたと思います。これに対して、**問2-2**以降のアメリカン・プット・オプションについては、やや細かい論点となるので、できなくても構いません。

上記、確実に得点したい問いが9問あり、1問2点換算で考えると、18点となります。ここからどれだけ積み上げできたかが、勝負の分かれ目になったと考えられます。

以上を踏まえて、目標ラインについては、大原での通常の演習時と同じ基準で採点することを前提にすると、素点ベースで第1問が25点程度、第2問が24点程度と考えられます。合計点での目標ラインは、49点程度になるのではないかと予想します。

永瀬 経営学は49点程度が目標ラインとのことですが、経済学はどうでしょう。計算問題が多いため、解ければ高得点に結びつくと思いますが。

経済学

平易な問題の中に難問が混在

平野 第3問ミクロは昨年よりも易しいです。一部イレギュラーな論点からの出題、計算の煩雑な問題などもありますが、全て演習でカバーしていますので高得点を期待したいです。第4問マクロは初見のモデルでの数学力勝負の問題が増えたという意味で難しくなりました。逆に言えば数学が得意なら高得点も狙えますが、実際の現場では結構きついでしょう。以上、多少

[目次へ](#)





の取りこぼしなども加味して、合格ラインはミクロが約75%、マクロが約60%、トータルで約67.5点と見ています。いずれにしても、大原の演習でカバーしている問題を落ち着いて拾っていけば、十分に達成可能です。以下問題ごとに簡単に振り返ってみます。

第3問ミクロの **問題1** は直対演習第2回でカバーしている課税の無差別曲線分析ですので大原生なら題意はすぐわかるでしょうが、文字式のため後半の計算が煩雑になります。ここをミスなくこなせるかどうか。 **問題2** は出題範囲外と想定されていた自然独占ですが、直対演習第4回で大的中ですので、大原生なら容易に対応できたのではないのでしょうか。 **問題3** は基礎演習第4回、応用演習第4回でおなじみのピグー税とコースの定理、 **問題4** は直対演習第4回などでおなじみの公共財と私的財の対比問題です。いずれも市場の失敗の中心論点ですので取りこぼしなく確保したいですね。



第4問マクロの **問題1** は例年通り時事ネタを含む基本的な理論穴埋め問題です。いつもの演習でおなじみの為替介入と乗数についての問題ですので全問確保したいところ。**問題2** も例年通り正誤説明問題です。(1)のイールドカーブはいつもの演習の金融政策の時事ネタとして名称はおなじみでしょうが、その内容まで押さえられていたかどうか。(2)の総需要の構成要素としての投資は乗数の基本です。**問題3** も例年通り単発の計算問題です。問1のライフサイクル仮説、問2のISLM分析の特殊ケースはいつもの演習通りです。問3は煩雑な微分を含む極値条件を正確にこなせるか、問4は必要十分な定常状態の条件を列举して連立方程式をきちんと解けるかというほとんど数学の計算問題です。結構ごちゃつくのでできなくても大丈夫でしょう。**問題4** は例年通りマクロ・モデルで今年はADASモデルでした。基礎演習第3回などでカバーしている基本問題ですので落とせません。**問題5** も例年通り一つのテーマ型問題で今年はまず誰も見たことがないインフレADAS分析の応用モデルでした。単なる連立方程式だと思えば実は難しくはありませんが、結構ごちゃごちゃするので問1だけでもOKでしょう。応用演習第4回をやっていれば連立方程式がイメージできたのでは。

永瀬 経済学は、基本問題をメインとしつつも煩雑な計算問題が散見されたということですね。今年の民法の問題は、昨年と比べどうだったでしょうか。



民法

基本的事項と典型論点中心の出題でした

野附 民法は、出題形式、答案用紙等の形式は例年と同じでした。第5問、第6問とも事例問題で、それぞれに小問があり、答案用紙は各問に2枚ずつ、合計4枚でした。

内容については、大問2問のそれぞれに小問が2問ずつあり、第5問は、**問題1**では、やや難度が高い問題、**問題2**では、典型論点についての出題、第6問は債権の改正法も含め基本的事項、典型論点に関する出題でした。



民法
野附 正彦

第5問の**問題1**は、譲渡担保の目的物についての受戻権はいつまで存続するかが問われました。この論点は、典型論点とまではいえず、あらかじめ準備をしておかないと解答は難しかったと思います。これに対して、**問題2**では、債権の消滅時効完成後に債務承認行為をした債務者が、その後の請求に対して消滅時

[目次へ](#)

効を主張して弁済を拒めるかが問われました。この論点は、典型論点といえることができるので、丁寧な論証ができているかで差がつくと思います。大原では、第5問の **問題1** の論点については、論文応用演習第2回第2問の問題2で、本試験同様の事案で出題しており、また、 **問題2** の論点については、論文基礎演習第1回第2問の問題2で正面から出題していますので、大原生は丁寧な論証ができたのではないかと思います。

第6問は、特定物売買の事例で買主が受領を拒む事案（受領遅滞）が出題されました。「契約が成立した後で、買主が代金を半額にしなければ引き取らない。」と言い出した事案です。一般的な常識で考えて、そんなことは許されないわけですが、そのような場合に民法ではどのように解決するのかという問題です。

問題1 は、小問2つに分かれていて、(1)では、弁済の提供に関する493条の解釈論、(2)は、売主は買主の受領遅滞を理由として契約の解除ができるのかが問われました。この点は、典型論点といえることができるので、受領遅滞の法的性質論から丁寧に論証できているかで差がついたと思います。

問題2 では、買主に受領遅滞が生じている間に、売主の履行不能が生じた場合の帰責事由、更には、反対債権の運命がどうなるか、危険負担が問われました。この問題は、413条だけでなく、平成29年改正で規定された413条の2を丁寧に適用、あてはめられたかにより差がついたと思います。大原では、第6問の全体を通じて、論文応用演習第3回、第1問で、本試

験とほぼ同様の事案で同様の点について出題していますので、大原生は、大きなアドバンテージを得られたのではないかと思います。

以上を考慮すると、第5問で25点、第6問で26点、合計で51点程度取れば目標ラインをクリアと言ってよいのではないかと思います。

永瀬 ありがとうございます。さて、今年の統計学はいかがでしょうか。

統計学

易しい問題が減った

井口 ボーナス問題的な易問がかなり減り、代わりに少し難しめの問題が増えました。そのため、平均点は昨年よりも低くなりそうです。平均点は50点、合格ラインは54点と予想します。

個々の問題を見ていきますと、まず、第7問 **問題1** は価格指数の問題でした。記述はほとんどの受験生が書けません。日頃の演習で練習している計算問題が解ければ十分です。

第7問 **問題2** は、ヒストグラムの問題でした。この問題も、記述はほとんどの受験生が書けません。計算問題が解ければ十分でしょう。

第7問 **問題3** は、確率の問題でした。確率の地力が問われる内容で、易しい内容ではありません。この問題の正答率は5割もいかないと思います。

第8問 **問題1** は、区間推定の問題でした。**問1** は典型問題ですが、他は典型問題ではありません。4

目次へ





問中 2 問解ければアドバンテージが得られるでしょう。とはいえ、**問2** は応用演習で出題した内容、**問4** は直対演習で出題した内容ですので、大原生には 2～3 問の正解を求めたいところです。

第 8 問 **問題2** は、検定の問題でした。昨年と似た内容で、大原の演習でも類題を多く出題しています。高得点をとった大原生も少なくないでしょう。

第 8 問 **問題3** は、**問1** が回帰分析の問題、**問2** が確率分布の問題でした。**問1** は難問で、多くの受験生が 0 点になってしまったものと思われます。また、**問2** もマイナー知識に関する内容で、半分解ければ十分でしょう。

今年は解きやすい問題が少なかったのですが、こういうときこそ、数少ない典型問題を着実に解く力がそのままアドバンテージとなります。論文演習を繰り返すことによって醸成される典型問題への慣れが重要です。

永瀬 ありがとうございました。皆さんのお話から、今年は、財務会計論（理論）において適用指針を出典とする問題が多く、理論問題全体としての難度を引き上げる出題や、また租税法のように例年よりも問題文が長く複雑で、難解な箇所の難度がさらに上がるといった出題も見受けられました。ただ、総じて言えることは、基礎的な内容の典型問題と難度の高い問題の双方が出題され、設問の取捨選択や解答に当たっての時間配分に極端な戦略を取らねばならなかったことが伺えます。

次年度の論文対策のあり方

永瀬 そこで、この様な出題傾向を踏まえて、これから公認会計士試験を目指す方々へ先生方からアドバイスをお願いします。

財務会計論（計算）

典型的な問題を高い精度で

片倉 出題傾向の大きな変化はなく、これまで同様、典型的な問題での失点をなるべく少なくすることが大事です。そのためには、まず基本的な論点についての正確な知識と体系的な理解が不可欠です。問題を解いて気になったところとその周辺をテキストで確認する、というプロセスを根気強く繰り返す必要があります。また、普段から時間配分を含めた戦術的な解き方を意識して練習を積み重ねていく必要があります。

永瀬 ありがとうございました。次に財務会計論の理

目次へ



論の学習について、アドバイスをお願いします。

財務会計論(理論)

典型論点の理解と暗記

新井 論文対策用に覚えるべき典型論点は、問題集の本編に集約されていますので、問題集で典型論点を暗記してください。問題集はテキストの一部抜粋に過ぎないため、理解のためにはテキストの復習も必要です。次に論文演習を通じて、自身の理解と暗記の進捗度を確認するとともに、「参考法令基準集」を参照して解答を組み立てる練習も行いましょう。最近の本試験では、純粋な理論問題だけでなく、仕訳問題や会計処理を説明するだけの記述問題など、計算の知識で解答できる問題も出題されるため、計算力の強化も理論問題（記述問題）の得点アップに繋がります。

永瀬 次に管理会計論ですが、例年、理論と計算がリンクした問題が出題されますが、今後どのような対策が有効でしょうか。

管理会計論

計算力の養成から背景の理解へ

高橋 土台となる計算力の養成が不可欠ですが、数値が合うだけにとどまらず、数値の動きがイメージできるようになることが重要です。日ごろの練習そのままの問題ではないことと、算定した数値の説明が求められることから、何のためにそのような計算手法をとっているのか、を説明できることが求められます。

目次へ



理論問題については、まずは典型論点について定義、目的、登場の背景、利点や欠点をおさえることが重要です。典型的な問題を、しっかりと解答できるかどうか得点差につながるの、こちらもイメージができるかどうか非常に重要です。そのためにも、講義を受けて、イメージがつかない点はお質問いただくことが重要です。論文演習の復習時には、論点を把握・整理していきましょう。なお、原価計算基準は短答式試験のみならず、論文式試験でも重要です。

永瀬 監査論について、今後の論文式対策としてはどのような対策が必要でしょうか。

監査論

テキストの知識・典型論点を確実に

栗田 どのような問題が出題されようと、受験生に求められるのは、典型的な論点で点数を稼ぎ、そうではない問題については、部分点を拾うということです。そのために必要なのは、テキストレベルや典型的な論点に関する知識です。

合否に影響しない、誰も十分な解答を作成できない問題に怯えるのではなく、合否に直接影響する、典型的な問題で点数を落としてしまうことを恐れてください。

テキスト、問題集、演習を繰り返し確認し、典型論点を確実におさえていきましょう。

永瀬 企業法の今後の論文式試験対策を教えてください。



企業法

事例分析の基礎は基本的な知識

高田 今年は短答知識について直接問われたわけではありませんが、特に第1問 **問題2** では、問題文を読む際に短答知識が必要になります。正確な短答知識がなければ、正確に問題文を読むことができません。正確に問題文を読むことができなければ、的確に事例分析を行うことができません。結局は基本的な知識が、事例分析の基礎になります。その意味でも、短答試験の勉強を通じて得た基本的な知識を大事にしてください。

企業法が苦手な受験生の多くは、実は基本的な知識が欠落していることが最大の原因なんです。

永瀬 次に租税法ですが、どのような対策を講じていけば宜しいでしょうか。

租税法

計算基礎力のアップと理論基礎の理解

福田 まず、法人税を中心に、所得税、消費税の計算の基礎を固めて、しっかり得点できる実力をつけることが必要です。所得税や消費税の計算も疎かにせず、基礎はできるようにしてください。

基礎学習として計算構造を理解することは重要です。例えば法人税と所得税に関しては、法人が取引を行った場合と個人が取引を行った場合の税務処理の違いを押さえることが重要です。また、消費税は課税、非課税、輸出免税、課税対象外（不課税）の区分がポ

[目次へ](#)



イントになりますので、テキストの内容をしっかりと押さえることが重要です。

理論は計算で学習した知識を基に、理論としての各規定の内容や趣旨及び考え方を理解することが必要です。また、事例に対する各税法（法人税、所得税、消費税）上の取扱い及び根拠条文の指摘ができるように理論対策及び論文総まとめ講義を受講し、これらのテキストの事例問題や演習問題をしっかりと確認することによってレベルアップを図ることが有効な対策になると思います。



※試験会場イメージ

永瀬 次に選択科目の対策についてお伺いしたいと思います。まず、経営学からお願い致します。

経営学

テキスト掲載論点を優先して仕上げる

松下 経営学に関しては、「組織論・戦略論」と「ファ

目次へ



イナンス理論」から出題されるというパターンが、今後とも続くと思われまふ。

「組織論・戦略論」の分野については、出題範囲が極めて広範にわたります。また、本年も昨年に引き続き、短文形式の出題がありましたので、来年に向けて、記述対策が必要となるでしょう。ただし、“記述対策”といっても、今回の本試験のように150字程度（解答行数で3～4行）の説明ができれば良いわけですから、深く掘り下げて理解する必要はありません。テキストに掲載されている項目について穴を作らず、ポイントだけでもおさえていく、というスタンスで学習していくことが大切になるのではないかと思います。

また、用語の穴埋めの比率が増したこととともに、用語の定義を記述させる問題が毎年出題されています。これらについては、「ポケットコンパス」を利用して、AランクとBランクの用語について、専門用語の名称だけでなく、定義も書けるように暗記することが重要となります。

「ファイナンス理論」については、難化傾向が続いていますが、結局のところ合否を分けるのは、基本論点を習得できているかどうかになります。用語・概念の意味とグラフ、計算をリンクさせながらマスターしていくという、基本スタンスを崩すことなく、学習してください。特に計算については、いたずらに計算パターンを暗記するのではなく、行っている計算がどのような意味を持っているのかを理解しながら学習していくようにすると、少し違った角度から問題が問われた場合でも、対応することができます。計算の意味を



理解しようとする際には、グラフを書きながら、計算した数値がグラフのどこに位置づけられるのかといったことなどを通して考えていく癖をつけることが効果的です。



※試験会場イメージ

永瀬 経済学については先ほど煩雑な計算問題が増えたと言いました。来年に向けての対策はどうお考えでしょうか。

経済学

典型的な計算と図解で論点の本質を

平野 煩雑な計算問題が増えたとはいえ、それは純粋に数学的に難解という類のものではなく、単に文字式であることに起因する形式的な煩雑さに過ぎません。そこでの処理方針・過程自体は具体的数値メインの計算問題の場合と何ら変わるわけではありません。

したがって、取り立てて煩雑な計算重視の対策は必

目次へ



須ではなく、まずは通常の標準的典型的な計算練習を通して、多少のバリエーションなどには揺るがない確かな実力を身に着ければよいということになります。

具体的には、大原では直近の傾向は演習に過不足なく反映させますので、ミクロ・マクロとも受験生の皆さんは余計な事に捉われずひたすら演習を一つひとつ着実につぶしていくだけで結構です。その際、典型的な計算を通して、図解とともに原理原則から正確に理解し、「要するにこういうことだ」という本質を見極めていくことが重要です。

永瀬 民法は、基本的事項と典型論点が中心の出題とのことですが、次年度の準備として、受験生はどのようなことをしたらいいのでしょうか。

民法

基本的事項や典型論点の正確な理解を

野附 民法は、今後も基本的事項、典型論点を中心とした出題傾向が続くと予想されます。

今後の対策としては、一つひとつの制度、条文の正確な理解を心がけることが必要です。正確な理解のためには、①テキストの該当箇所を丁寧に読むとともに、②どのような場合にどのような問題点が生じるのか、その事案だとどうしてその点が問題になるのかについて、問題集や演習の問題の事案をよく読んで問題の所在を把握することが大切です。

また、学習の際、基本的事項や典型論点は、いつ出題されてもおかしくないという気持ちで、学習してい

ただきたいです。一般には過去2・3年内に出题された論点は優先順位を下げて学習する傾向がありますが、10年間のうちに4回出题されている論点があるように、それは危険です。

そして、もう一点、演習の重要性を強調したいと思います。大原では、判例等を分析し、試験委員の先生方が関心を寄せられている分野から演習を出題するように工夫をしており、今回もその成果が表れました。演習を受けることで、知識を確認するだけでなく、現場思考能力も身につけていただけるとと思います。

永瀬 統計学は、易問が減ったとのことですが。

統計学

解ける問題を着実に解く

井口 毎年、正答率が10%を下回るような難問が出題されます。今年はそれに加えて正答率が20～30%になりそうな少し難しめの問題も多く出題されましたので、動揺してしまった受験生も多かったと思います。さらに近年は、テーマがあまり明確ではない「フリースタイル」とでも言うべき論述問題も増えています。こういった問題への対策をするべきか、不安を感じる受験生もいるようです。

ただ、問題が難しくなっても、それに合わせて受験生のレベルが上がるわけではありません。基本問題が解ければ統計学の成績が55を下回ることはありません。

受験生には、応用問題はほとんどの受験生が解けないため解けなくても気にする必要はないこと、また、

目次へ



応用問題は対策を立てるのが難しいため対策を立てようとするべきではないこと、そして、基本問題を着実に解くことが最も重要であることを、心に留めておいて欲しいと思います。

各科目の学習指針

永瀬 各科目の先生方に、今年の出題傾向から来年へ向けての対策をお話いただきました。科目ごとに今年の学習指針をまとめると次のとおりです。

財務会計論（計算） 基本的な問題での失点を避けるための練習を徹底すること。

財務会計論（理論） 問題集に収録されている典型論点は確実に得点できるようにすること。

管理会計論 まずは計算問題を解答できるようになり、その意味合いを説明できるようにすること。

監査論 テキスト、問題集、演習の基本論点、Aランク問題から、確実におさえること。

企業法 短答に必要な知識と論文に必要な知識は、8割ぐらい共通です。短答と論文では、知識の使い方が異なるだけです。論文の合格をグッと近づけるためには、いち早くそのことに気付くこと。

租税法 法人税、所得税、消費税の基礎的な計算問題を反復練習し、確実な実力を身につけ、理論は法人税、所得税、消費税の各規定の重要項目の取扱い及び根拠条文を中心に押さえていくこと。最後は必ずテキストに戻り確認すること。

経営学 ファイナンス理論と組織論・戦略論のそれぞれについて、テキストに掲載されている論点を優先し

目次へ



て仕上げていくこと。

経済学 大原の演習をベースにした基本的・典型的問題の反復学習のみで必要十分であること。

民法 細かい論点には手を伸ばさず、基本的な制度や典型論点の正確な理解を心がけること。

統計学 難問に振り回されないこと。基本問題は着実に解くという方針で勉強すること。

永瀬 先生方には、模範解答作りでお疲れのところ、長時間お付き合いいただきまして誠にありがとうございました。これで令和5年の論文式試験の振り返りと来年への対策を展望する座談会を終了いたします。

